

税 理 士 法 人 和  
社 会 保 険 労 務 士 法 人 和  
一 般 社 団 法 人 和

大阪 〒540-0012 大阪市中央区谷町3-1-9MG 大手前ビル6F  
Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118  
東京 〒102-0075 東京都千代田区三番町5番地40-6F  
Tel 03-3239-5490 Fax 03-3239-5491

October.2017

# なごみ便り

www.101dog.co.jp

朝夕めっきり涼しくなり、秋の気配が感じられる季節となりました。

今回は、近年インターネットで電子的に取引される”仮想通貨”が増えていることなどを背景に、今年、その位置づけが明確にされた『ビットコイン』についてご紹介します。平成26年に取引所マウントゴックスの破綻ニュースが話題となり、一時的に人気が下火となりましたが、再び注目を集めています。

## ビットコイン (Bitcoin)

### 1. ビットコインとは



インターネット上で取引される仮想通貨のひとつで、時価総額は8兆円を超えており、仮想通貨で最大規模となります。

利用者は、世界各地にあるインターネット上のビットコイン取引所にアクセスして円やドルなどの通貨でビットコインを購入。通常の通貨と同じ感覚で商品購入や送金が行えます。

ビットコインの単位は、BTC(ビーティーシー)と表記され、1円や1ドルのように1BTC(1ビットコイン)と数えることができます。また、発行上限が2,100万BTCと決められています。

法定通貨や電子マネーとは異なり、特定の発行者や管理者がいないのが特徴で、P2P(Peer-to-peer)ネットワーク※を利用し、ブロックチェーンと呼ばれる取引台帳にすべての取引記録が時系列順に保存されています。その過去の全取引データはP2Pで世界中に分散され、すべてのビットコイン・ユーザーで共有されます。

取引記録が改ざんされにくく、海外送金の手数料が安いなどのメリットがある反面、取引の相手方が受け入れる場合に限り対価として利用可能であり、価格変動リスクも大きく、もっぱら投機の対象になっているのが現状です。また、匿名性が高く、マネーロンダリングに悪用される懸念も指摘されています。

※中央サーバーか所に接続するのではなく、世界中の個々の端末が相互に接続する分散型ネットワークシステム

### 2. 課税関係

#### ① 所得税

●国税庁はこのほどビットコインの課税関係を以下のように示しました。

#### No.1524 ビットコインを使用することにより利益が生じた場合の課税関係

ビットコインは、物品の購入等に使用できるものですが、このビットコインを使用することで生じた利益は、所得税の課税対象となります。

このビットコインを使用することにより生じる損益(邦貨又は外貨との相対的な関係により認識される損益)は、事業所得等の各種所得の基因となる行為に付随して生じる場合を除き、原則として、**雑所得**※に区分されます。

国税庁 HP タックスアンサー

※雑所得・・・利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得のいずれにも当たらない所得をいいます。

●課税関係の概要

ビットコインの使用形態等	課税関係	課税時期
日本円等に換金	・雑所得(事業として継続的に行えば事業所得)	換金時
資産を購入	・雑所得(事業用資産を購入したら事業所得)	購入時
別の仮想通貨とトレード	・雑所得(事業として継続的に行えば事業所得)	トレード時
採掘※	・事業所得(相当の資本投下をしているような場合)	採掘時

※採掘・・・コンピュータ等を使った一定の作業をする見返りとしてビットコインを無料で取得すること。

② 消費税

平成 29 年 4 月に施行された資金決済に関する法律(資金決済法)により、仮想通貨も紙幣等と同じ“支払の手段”として法的に位置付けられたことに伴い、平成 29 年 7 月 1 日から改正資金決済法の仮想通貨の譲渡について、消費税は**非課税**とされ、課税売上割合の計算上、資産の譲渡等に含まないものとされました。

3. 所得税における上場株式等との比較

所得税上の取扱いについて、ビットコインと同様に投資の対象とされる上場株式等と比較してみると、下表のようになります。

	ビットコイン	上場株式等
譲渡益	・ <b>雑所得</b> 総合課税 ・累進課税の適用のため、給与等の所得によっては最高税率(所得税 <u>45%</u> 、住民税 10%)※が適用されることも ・給与所得及び退職所得以外の所得金額が 20 万円以下である等一定の場合は確定申告不要(確定申告が必要な場合を除く。)	・ <b>譲渡所得</b> 分離課税 ・原則申告分離課税となり税率は <u>20%</u> (所得税 15%、住民税 5%)※ ・要件を満たせば、NISA 等により最大 5 年間非課税とすることができる
	・同じ総合課税の雑所得内での内部通算のみ可 ・年をまたいで損益通算不可 ・損失の繰越は不可	・譲渡損失の金額はその年の上場株式等に係る配当所得等(申告分離課税を選択したものに限る)の金額と損益通算可 ・損益通算してもなお控除しきれない譲渡損失の金額は翌年以後 3 年間にわたり、繰越控除可
ビットコインに係る利益と上場株式等との損益通算は不可		

※平成 49 年までは復興特別所得税として 2.1%をプラス

ビットコイン等の仮想通貨は世界的に導入が促進されつつありますが、法整備がまだ不十分であり、解決すべき課題は依然として多く存在しています。今後の税制改正等には注目しておく必要があります。 (文章担当: 原田・川尻)

～頭の体操なぞなぞコーナー～

今月のなぞなぞを出題します。解答は次月のなごみ便りに掲載いたしますので、ぜひ挑戦してみてください！

Q. 1日に2回あるのに、1年に1回しかないものって何？

先月の Q. ある乗り物にはうちわは持ちこむことができるが、扇子の持ち込みは禁止だという。その乗り物とはなに？

先月の答え: 潜水艦 (扇子いかん)